

規  
則

◇鳥取縣規則第四十四號

昭和六年七月鳥取縣令第四十五號鳥取縣立鳥取圖書館々  
則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十一月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第八章「附則」に「分館」に改める

第四十九條本館に分館を設けることを得

第九章附則

第四十九條を第五十條に改める

◇鳥取縣訓令甲第五十四號

訓  
令

昭和二十二年十一月廿七日  
木曜日  
號外

本書ノ大キサハ國定規格A列る



鳥取縣町村長  
鳥取縣子市長  
各地方事務所長

鳥取縣立鳥取圖書館分館規程  
鳥取縣立鳥取圖書館分館規程

鳥取縣立鳥取圖書館分館規程  
昭和二十二年十一月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立鳥取圖書館分館規程

第二條 鳥取縣立鳥取圖書館の分館を米子市及び倉吉町  
に設置し、「米子分館」及「倉吉分館」と稱する

第二條 「米子分館」は米子市錦町に「倉吉分館」は東  
伯郡倉吉町に設置する

第三條 分館には相當員數の職員を配置する

第四條 分館における上席職員は分館長を兼ね館長の命  
をうは分館事務を處理する

00538

第五條 会館を有する事務細則は館長別にこれを定める

鳥取縣會議員徽章

二

## 縣會告示

鳥取縣會議員徽章第十二號

銀色地

鳥取縣會議員徽章及鳥取縣會事務局職員徽章を左の通り定める

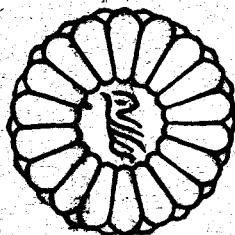
昭和二十二年十一月二十七日

鳥取縣會議員徽章

裏面

直徑一厘米六耗

銀色地「鳥」金鍍金



裏面



裏面



裏面

昭和二十二年

十一月廿七日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 發行者 鳥取縣東町  
第三種郵便物認可印

印 刷 所 鳥取縣東町 印 刷 所